

大阪広域環境施設組合一般廃棄物処理基本計画【改定計画】の概要（素案）

はじめに

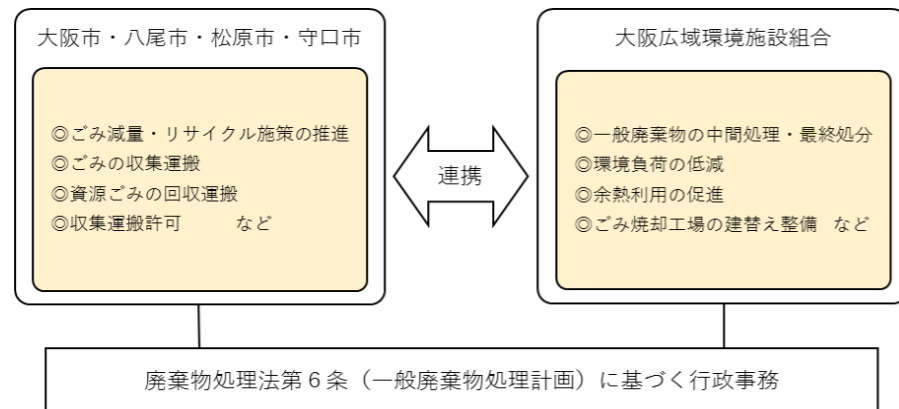
環境施設組合の一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づき、大阪市、八尾市、松原市、守口市（以下、「構成市」という。）の一般廃棄物の中間処理（焼却処理・破碎処理）及び最終処分について定めるもので、国の「ごみ処理基本計画策定指針」に沿って、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切とされています。

今般、新たに守口市が加入し令和2年4月より守口市から排出されるごみの焼却処理を開始すること及び大阪市の一般廃棄物処理基本計画の改定と、この間のごみ減量目標が「令和7年度（2025年度）の年間ごみ処理量：84万トン」に見直されたことに対応するため、基本計画を改定することとしました。

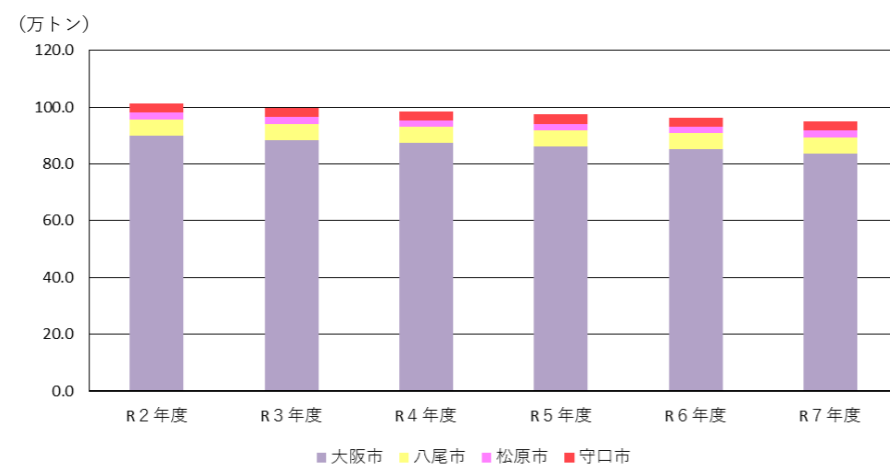
1 環境施設組合の基本計画

構成市におけるごみ処理事業は、ごみ減量施策の企画立案並びに一般廃棄物の収集運搬計画を基礎自治体である構成市が担当し、一般廃棄物の処理処分を環境施設組合が担います。

そのため、環境施設組合が策定する基本計画は、一般廃棄物の中間処理（焼却処理・破碎処理）及び最終処分を主要内容としたものとなっています。



2 ごみ処理量の予測



	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
大阪市	90.0	88.5	87.4	86.2	85.2	83.7
八尾市	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7
松原市	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3
守口市	3.3	3.3	3.2	3.2	3.2	3.2
合計	101.4	99.9	98.6	97.4	96.4	94.9

※予測量は、構成市のそれぞれの一般廃棄物処理基本計画による。ただし、各市で計画期間が異なるため、各市の計画期間外の予測量は最終年度のごみ処理量とする。

3 基本計画の目標と施策

ごみの焼却処理は、3R（Reduce：発生抑制、Reuse：再使用、Recycle：再生利用）を行った上でなおかつ排出されるごみを、減量減容するとともに衛生的に処理することができ、市民の快適な生活環境の保持に貢献しています。環境施設組合がこの役割を果たすためには、ごみの量や質の変化に対応した効率的で安定した焼却工場の運営や整備が不可欠です。また、環境施設組合には、地球環境への負荷が少ない循環型社会形成の取り組みが求められています。焼却工場（破碎設備含む）へ搬入されたごみについて、金属資源や焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを可能な限り回収、有効利用するとともに、最終処分場の適正な維持管理に努めなければなりません。

基本計画では、こうした考え方とともに、環境施設組合の事業運営の基本方針を示す「経営計画」を踏まえ、「循環型社会形成に向けたごみの適正処理」を目標とし7つの施策を推進します。

目標	循環型社会形成に向けたごみの適正処理	
施策	1 効率的で安定したごみ処理体制の確保	(1)安定稼働の確保 (2)ごみ処理過程におけるリサイクルの推進 (3)計画的な設備、機器整備の推進 (4)搬入物検査の実施 (5)人材育成による運転・管理技術の維持・継承
	2 環境負荷の低減	(1)公害防止対策 (2)環境マネジメントシステムの活用
	3 地球温暖化対策の推進	(1)余熱利用の推進 (2)温室効果ガス排出量の削減 (3)その他の環境への取り組み
	4 埋立処分計画及び事業の適正管理	(1)北港処分地 (2)大阪湾広域臨海環境整備センター
	5 大規模災害対策の強化	(1)各マニュアルの整理及び研修・訓練の実施 (2)災害ごみの適正処理 (3)ごみ処理施設の災害対策
	6 技術調査・研究の充実	
	7 普及啓発活動の推進	

4 ごみ焼却工場の建替え整備計画

現時点の課題

- ① 処理能力900トン/日の舞洲工場及び平野工場の整備工事時（令和23～34年度）に、**約50トン/日の処理能力不足**が生じます。
- ② 八尾工場、舞洲工場、平野工場、東淀工場の建替工事までの稼働期間が、39～43年間と**長期稼働**となっています。

解決の考え方

- ① 舞洲工場及び平野工場の整備工事に着手する以前に建替工事を行うごみ焼却工場において、**不足する処理能力を確保**します。
- ② 更新時期を迎えているごみ焼却工場のうち、建替工事を優先して実施する必要のないごみ焼却工場については、**基幹改良工事を導入**して延命化します。建替工事と基幹改良工事を組み合わせて実施することにより、ごみ焼却工場の整備工事までの期間を短縮して、**長期稼働を解消**します。

検討結果

- 守口市加入に伴うごみ処理量を考慮して、**鶴見工場は処理能力570トン/日**の建替工事としていましたが、処理能力が900トン/日である舞洲工場、平野工場の整備工事を行う際の**約50トン/日の処理能力不足**を補うため、**鶴見工場は処理能力620トン/日に変更**して建替工事を行います。
- 長期稼働の解消を図るため、八尾工場、舞洲工場、東淀工場は**基幹改良工事を導入し、延命化**を行います。
- 主な整備予定については、鶴見工場の建替工事、西淀工場の建替工事と並行して八尾工場の基幹改良工事を行います。